

京都市告示第 212 号

地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定に基づき、平成 18 年 10 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで、次の者を京都市公金徴収受託者とし、粗大ごみ処理手数料の徴収事務を委託します。

平成 18 年 9 月 29 日

京都市長 榊本 頼兼

氏名又は名称	住 所
有限会社 野村屋 代表取締役 野村昭仁	京都市山科区北花山中道町 65-7

(市民美化センター)